

## ●昨年11月24日・25日

2回に分けて、12名中9名の委員の署名を添えて、以下の内容の開催のお願いを提出。

条例第7条第3項の規程により、下記の協議のため地域審議会の開催の請求をします。

(協議事項) 条例第3条第2項の規定に基づき、以下のことを審議会としての意見として市長に述べることが妥当かどうかについて

1. 米子市は、淀江町における産廃処分場計画に対して説明責任を果たし、淀江町地域の住民の意見を聞くべきである。
2. 米子市は、事業主体である事業センターに、淀江町全域にきちんと説明責任を果たさせることを指導すべきである。

## ●今年2月に回答がくる

産廃問題は地域審議会における審議内容として適当でないので、会議の招集は行わない。

## ●2月15日 再度、以下の要請をする

地域審議会員9名の署名を添えて地域審議会の開催の請求を致したところ、1月31日付で会長から「会議の招集は行わない」との回答をいただきました。

これは条例違反であるので、速やかに地域審議会を開催することを求めます。さもなければ、法的手段を含め対応します。

## ●2月24日 事務局に問合せ

事務局に問い合わせたところ

「開催するつもりはない」とのこと。

2月 25日	日本海新聞 (田子薗樹)	「開催せず」回答	
		委員9人要請も	委員9人は昨年11月に審議会開催を請求したが、同審議会は建設計画が「審議内容としては適当ではない」として開催しないと回答を受け、委員の土光均市議が再度開催を求めていた。
事務局は24日、開催しないと回答した。	事務局は24日、開催しないと回答した。	9人が建設計画を議題に審議会を開くよう求めているが、同審議会は建設計画について、同市長の諮問機関、市淀江地域の委員12人のうち9人が建設計画を議題に審議会を開くよう求めている。	9人が建設計画を議題に審議会を開くよう求めているが、同審議会は建設計画について、同市長の諮問機関、市淀江地域の委員12人のうち9人が建設計画を議題に審議会を開くよう求めている。

## 地域審議会条例（第7条3項）

会長は、委員の4分の1以上のものから会議の招集の請求がある時は、会議を招集しなければならない。

## 何が問題か！

### ■条例違反である

9人の委員の請求があった時点で、すぐに開催の手続きをとらなければならない。

審議内容が適当かどうかは、開催した上で、委員間で議論すべきものである。

### ■事務局の越権行為

当局の内部文書（情報公開で入手）によると

「開催の要請」受理した当初から担当事務局は「開催しない」として検討していた。

これは、条例違反であることはもちろん、明らかに事務局の権限を越えている。

### ■開催拒否の回答文の中に「産廃問題は地域審議会における審議内容として適当でない」とあるが、これは、これまでの経緯から見ても誤った認識。

<平成20年9月11日の地域審議会での、当時の広戸支所長の発言>

産廃の問題についても合併後に新たに出てきたものであります。それについてもいざれは該当する地域には当然説明会とかあると思われますが、審議会にあがってくる案件だろうと思っています。

<昨年6月の本会議での角副市長の発言>

この件（淀江の産廃問題）に関しまして、米子市淀江地域審議会におかれまして審議が必要であるというふうに御判断をされれば、それは地域審議会の御判断に委ねたいと考えております。

中海テレビ・インターネットでライブ中継

議会での質問の動画は、HPで見ることができます。

土光ひとし 検索

<http://dokohitoshi.mimoza.jp>

3月議会、本会議各個質問で、これら閲して当局の見解をただします。

3月7日(火) 当日、3番目に質問。(開始時刻は11時半前後)